

平成15年(行ウ)第14号損害賠償命令請求住民訴訟事件

原告 高田昌彦ほか3名

被告 所沢市長

2003年5月1日

さいたま地方裁判所第4民事部 御中

原告訴訟代理人

弁護士 梶山正三

弁護士 三枝重人

原告第1準備書面

本書面は、訴状記載の「気のせい報告書」およびその基礎となった調査が、有害無益のものであって、税金の無駄遣いであるゆえんについて述べるものである。

1 はじめに

訴状において、「気のせい報告書」及びその基になった資料等のでたらめさを述べた。

要するに上記報告書は、「目的」と「調査内容」と「結論」との関係が、実に不可解であり、また、調査内容が実にお粗末であって、それから何らの結論も導き出せないはずなのに、あえて調査内容との関連が不明な「結論」らしきものを述べている、という点で、一般人の論理からは理解し得ないものである。

もともと「気のせい報告書」について、その目的、調査内容及び結論ないし結果についての合理的関連性に関する「説明責任」は、その作成者にあるのだから、本訴においても、被告にそれについての主張立証責任があると考

える。したがって、裁判所は、その点についてまず被告に具体的に釈明させ、しかる後に、原告にそれに対する具体的反論を促すべきである。

すなわち、最初の期日をまたず、「気のせい報告書」の問題点の指摘を原告に促す裁判所の訴訟指揮は、筋違いと考える。

しかし、「**気のせい報告書**」が**支離滅裂な論理構成を有して**いて（**支離滅裂なのだから、そもそも原告には「支離滅裂」という以上の説明はできないことに留意されたい。支離滅裂な部分を被告が説明して、初めて具体的な批判や反論が可能になる**）そもそも何をやろうとしたのか不可解なものであるという程度の説明は必要だと考えるので、本書面では、その点を主として、さらに「調査」の内容と方法のでたらめさを指摘しておくこととする。

本書面で述べるのは、上記の限度である。**ここで述べるのは、「気のせい報告書」の問題点の一部に過ぎず、同報告書には他に無数の問題点があるが、その点の指摘は、被告の「弁解」をまっけて行う予定である。**

2 「気のせい報告書」の「目的」は何か？

この報告書のタイトルは「ダイオキシン類に係る人体への蓄積調査に関する報告書」であるが、同報告書第1ページの冒頭には四角で囲った次のタイトルが示されている。

「ダイオキシン類に係る人体への蓄積調査」の総合評価

そして、報告書の“目的と経緯”には次の記述がある。

「所沢市（保健センター）が平成9～13年度に実施した『ダイオキシン類に係る人体への蓄積調査』は、市民の母乳、血液あるいは毛髪中のダイオキシン類測定を通してイオキシン類への蓄積状況を評価することを主たる目的として実施された、国内で先駆けとなった代表的詳細調査の1つである。」

さらに、それに続く段落には、次のように二つの文章が、記載されている。その1 「本調査の開始時点においては、国内外ともに前例が乏しく、調査

の進め方や評価方法について基本的問題を抱えて進められたが、(中略) 諸外国の母乳中ダイオキシン類と母子の健康に関する疫学調査や厚生労働省、埼玉県、東京都などによる母乳中ダイオキシン類サンプリング調査などを通して、それらとの比較において所沢の暴露状況を評価することも一応可能となった。」

その2 「また、本調査においては、母乳や血液中のダイオキシン類濃度の測定にとどまらず、動物実験や疫学調査から示唆されてきたバイオマーカー候補(括弧内省略)への影響についても可能な限り検討した」

以上の記載から一応次の理解が可能であろう。

まず、市民の母乳、血液あるいは毛髪中のダイオキシン類測定を通してダイオキシン類への蓄積状況を評価することを主たる目的とする「ダイオキシン類に係る人体への蓄積調査」がある。

「気のせい報告書」は上記「調査」を「総合評価」することを目的とするらしい(前述の冒頭のタイトル)。

しかし、「総合評価」といっても、如何なる視点で、何をどのように「総合評価」するのか? その点については、「気のせい報告書」には明確な記載はない。つまり、「目的と経緯」といっても、目的不明の「総合評価」なのである。

ところで、「目的と経緯」に書かれている前述の「その1」「その2」を読むと「目的」について、次のような推定が可能である。

- ・ 所沢の暴露状況を他の調査例と比較しつつ評価する。
- ・ ダイオキシン類による暴露状況をバイオマーカー候補などにより評価する。

つまり、「気のせい報告書」の目的は報告書自体の中に明確に書かれていないし、いくら読んでも理解できない部分が多々あるが、「推定すると」、所沢市のやった『ダイオキシン類に係る人体への蓄積調査』という報告書(以下、

これを単に「蓄積調査報告書」ということがある)のデータをもとに、「他の調査例と比較して所沢の暴露状況を評価する」こと及び「ダイオキシン類の暴露によるバイオマーカー候補への影響を検討し、評価する」ということにあるらしい。

しかし、以上の「推定」は、趣旨不明な文言の羅列の中から原告らが「解読」した結果なので、それは本来その内容に責任を負うべき被告が説明すべきである。後述の「求釈明」としてまとめた。

さらに問題は、例えば、「他の調査例と比較して所沢の暴露状況を評価する」といっても、「他の調査例」の具体的内容が、「気のせい報告書」には一切記載されていないので、実際には、その「比較」が如何なる意味を有するが、読者には判断できないことである。つまり、比較の対照としての「他の調査例」がもともと人為的汚染源がほとんど想定できない地域である場合と、多数の人為的汚染源に囲まれた地域の場合とで、「比較」の意味が全く異なるはずであるが、「気のせい報告書」には、その点についての具体的叙述が全くない。え、もともになる対照データが、いつ、誰が、どのようにして得られたものかという記載さえもない。「比較」の意味を理解しない、常識外れの「評価」と言えよう。

あるデータを「評価する」目的で、他のデータと比較する場合、評価するために使用される比較のデータを「対照」ないし「コントロール」というが、この対照データの位置づけが明確でないと、「比較」は全く意味を失うのである。それぐらい統計的、疫学的評価における「コントロールデータの選択」と「その位置づけ」は評価の適切性を左右する鍵になる重要事項であって、それは基礎的な常識であるが、「気のせい報告書」には、その点の配慮が全くないのである。

実に不可解である。この一事をもってしても、「気のせい報告書」の「有害無益性」は十分であろう。

3 「主たる結果」に対する「評価」の支離滅裂

前述のように、「気のせい報告書」の目的を推定して見たが、実は、同報告書を読み進んでいくと、同報告書の目的は、別のところにあるようである。それは、同報告書の「 ）主たる結果」と「 ）総合評価」に次の記載があるからである。

「気のせい報告書」の「主たる結果」は母乳中濃度、血液中濃度、毛髪中濃度、バイオマーカー候補との関連などの項目に分けて記述され、それぞれの簡単な結果のまとめと、結論的なものが、上記各項目ごとに記載されている。上記に関連して摘示する。

（「母乳中の濃度」に関して）

母乳中のダイオキシン類毒性等量に関しては、次の記述がある。なお、以下引用部分を楷書体で示したが、当該部分の下線は、当代理人による。

毒性等量が他の地域と比較してほぼ同様なレベルを示しており、局地的なダイオキシン汚染状況に対応した変動も見られなかった。

「他の地域と比較して」というが、その調査例の地域的属性、調査の具体的手法、統計的・疫学的評価について全く触れずに「比較する」ことはナンセンスである。

「局地的なダイオキシン汚染状況」とは、具体的に何をいうのか不明。そのような汚染状況の調査のデータには何も言及されていないし、「蓄積調査報告書」においても、そのような調査は行われていない。

つまり、「何かの汚染調査例と比較する」ことが目的らしいが、その比較の対象についての記述がない。なお、「気のせい報告書」では、「汚染状況」と「暴露状況」という用語は区別しているようである。前者は、**おそらく**、土壌、大気などの環境的汚染をいうもので、後者は、**おそらく**、人体への蓄積状況をいうものらしい。土壌・大気などの環境的汚染については、「気のせい報告書」には、そのデータに関しては何も触れられていないのに、以下、様々な場面で登場する。

母乳中の毒性等量を規定している最も大きな要因は食事を

介する暴露であることが示唆された。

「気のせい報告書」は、「局地的なダイオキシン汚染状況」(前述のとおり具体的に何か不明だが)と母乳中の毒性等量の「関連性がない」ので、「食べ物のせいでダイオキシン類が人体蓄積したのだろう」という乱暴な議論を展開しているのである。

後述のとおり、母乳中の毒性等量の「調査」などは到底、統計的・疫学的に意味のあるものではない。そのうえ、「局地的汚染状況」なる具体性のない「状況」と、何となく「比較して」(何をどうやって比較したのか不明だが)「関連性がない」と決め付けた上で、「食べ物のせいだろう」などと言っているのである。およそ科学的に意味のある推論などとは無縁な、「寝言」「たわごと」の域を出ない。啞然とする記述といわざるを得ない。

「気のせい報告書」は、さらに上記に関連して次のように述べる。

食事からの寄与の詳細については、今回の調査法自体に限界があることやとくに都市居住者では外食依存性も大きいことが予想されることから、別途の新たな調査解析が必要と考えられる。

なんと、「食べ物のせいだろう」という無責任放言に続いて、「食事からの寄与の詳細については今回の調査では無理だ」と言っているのである。そのうえ、何の裏づけもなしに、「とくに都市居住者では外食依存性が大きいことが予想される」という無責任放言を重ね、そのうえ、「所沢市民」と「都市居住者」と「調査対象者」との関連性にもまったく触れていない。

所沢市民がそもそも「都市居住者で外食依存性が大きい」といえるかどうか、大いに疑問であり、地場の産物を食する市民や、地元の農家も多い中でこのような大雑把な議論が、何の調査もなしに言えるわけがない。また、今回の調査対象者(後述のとおり、サンプリングとしても所沢市民としての統計的な代表性は到底認められないが)が「外食依存性が大」であるかどうかについても触れるところがない。

(「血液中濃度」に関連して)

血液中のダイオキシン類濃度(毒性等量)に関しては次の記述がある。

毒性等量は2.5～30 pg TEQ/g-fatの範囲にあり、これまでの国内及び外国の調査例と比較してほぼ同等ないしやや低いレベルにあった。母乳の毒性等量よりやや低いのは、毒性等量がやや低い男性を対象者に含んでいることも影響していると思われる。

ここでも「これまでの国内及び外国の調査例」との「比較」が述べられているが、比較対照事例の属性、調査方法、統計的・疫学的評価について何も述べていないので、無意味としかいいようがない。

さらに、母乳の毒性等量と血液中のそれを比較して、「母乳よりやや低い」こと、及びその原因として「毒性等量がやや低い男性を対象者に含んでいる」ことを述べているのは理解に苦しむ。

後述のとおり、「気のせい報告書」は**母乳と血液中の毒性等量は今回の調査では比較できなかったとしているので、上記記述は明らかにこれと矛盾する。**さらに、「毒性等量がやや低い男性を対象者に含んでいる」とは如何なる意味であろうか? 「男は女より低いのが通常」という意味なのか、それとも、今回の対象者は、「一般の男より低い者が多かった」という意味なのか不明だし、前者については、そのような事実が一般化されているとは考えられず(もし、そうであればその根拠となるデータがなければならない) 後者だというならば、「それだけの調査は何もなされていない」としか言いようがない。

母乳と同様血液中でも脂肪に溶け込んで存在していることから、脂肪1g当りの毒性等量がほぼ同じ値を示すことが予想されるが、本調査内では検討できなかった。

血液も母乳も、そのダイオキシン類濃度(毒性等量)は、「脂肪1g当り」で示されるのが通常であり、現に「気のせい報告書」でも、それぞれの毒性等量を「脂肪1g当り」で記述している。したがって、前述のとおり、血液

と母乳の毒性等量の比較をしつつ、一方で上記のように「毒性等量がほぼ同じ値を示すかどうか検討できなかった」というのは、どう見ても矛盾なのである。この「支離滅裂」について、被告は是非とも明確な説明をすべきである。

毒性等量と牛乳類食頻度には弱い正の相関が見られたが、魚や肉の摂取量との関連は見られなかった。母乳についての結果と同じことが考察される。

「気のせい報告書」には上記同様の記載が、母乳の毒性等量との関連でも見られたのだが、そもそも何の目的で上記の調査をしたのか理解に苦しむのである。所沢市の土壌、大気などのダイオキシン類汚染と人体への蓄積濃度との関連性を見るために上記のような調査をするのであれば、単なる「牛乳類食頻度」や「魚、肉摂取量」との関連性を見ても意味がない。「牛乳類」にしても「魚肉」にしても、それが「どこで生産されたか」ということとの関連性も含めて検討しないと無意味である。野菜類と魚などで地場の産物を食べる頻度は当然異なるであろう。魚については、所沢産は稀であろう。

「母乳についての結果と同じことが考察される」というのも不可解だが、それが例の「都市居住者」としての「外食の多さ」に関する支離滅裂な「考察」をいうのだとしたら、もっと滑稽である。地域的環境汚染との関連性を見るならば、「外食がどうか」「家庭で調理したかどうか」の相違は意味がなく、「食材としてどこの生産物を使用しているか」しか意味がないはずだからである。しかし、そのような「意味のある」調査は全くなされていない。

食頻度に関する「気のせい報告書」の調査及び考察は上記の意味で全く無意味である。

ダイオキシン類汚染状況の異なる地域間の差異や焼却炉からの距離との関連は認められなかった。

上記については、後で詳しく批判するが、ここでいう「汚染状況の異なる地域間の差異」については、そこでいう「汚染状況」の意味とその程度、「地域間」という意味の「各地域」とはどこか、「差異」の具体的意味と差異の程

度を述べないとそもそも「関連性」という言葉は意味を失うのである。しかし、「気のせい報告書」にはそれらに関する記述は一切ない。無意味な言葉の羅列であり、このような無意味な言葉で市民を愚弄する学識経験者と称する者の神経を疑う。

「焼却炉からの距離」という記述は一見もっともらしいが、現実には検討したと称する内容を見ると上記同様に市民を愚弄するものである。これについては後述する。

(「毛髪中濃度」に関連して)

毛髪中毒性等量に関しては、次の記述がある。

毛髪中の毒性等量は、毛髪の長さとの正の相関を示すこと、その異性体プロフィールは母乳や血液と異なっており、むしろ大気中のものに類似していたことから、大気中のダイオキシン類の付着量を反映していることが示唆された。

上記記述には、思わず首を傾げてしまう。サンプルへの「付着」と「含有」とを区別することは化学分析の常識であり、「毛髪中」のものを測定するのならば、付着物は十分除いてから測定するのが当然だからである。その場合、付着物に意味があるのなら、それを区別して分析することは容易である。そのような常識的なこともせず、「付着」と決め付ける動機は何か？

なお、「異性体プロフィール」という言葉は初歩的な誤りである。「異性体」とは分子式が同じで、構造式の異なる化合物をいうが、発生源との関連でダイオキシン類で調べられているのは、PCDF 及び PCDD のいずれについても、塩素数による分類であり、分子式自体異なるので異性体分布ではない。強いて言えば「同族体プロフィール」というのが正しい。C o - P C B でも事情は同じである。

「付着」によるかどうかを問題にするのなら、上記のように常識的な方法で分析して見るべきだし、また、「毛髪の長さ」など以前に、洗髪の頻度などを問題にすべきであろう。「気のせい報告書」の視点は、見当違いの問題意識と言わざるを得ない。

毛髪の実験試料がどのような扱いをされたのか不明だが、大気汚染との関連性を言うのなら、対象者の職業、屋外での活動時間、地域性、性別などの要因を除去（すなわち、それらの条件をできる限り同一にして他の要因による影響を除いて）したうえで、比較すべきだが、そのような要因の純化という統計的処理はなされていない。これも疫学的・統計的手法の無視又は無知と言うべきであろう。

「気のせい報告書」では、上記のような極めて無意味な「考察」を加えた上で、「大気汚染による付着」だとの理由で、第2年度目から調査対象から外してしまった。そもそも、常識的な試料の扱いをしていれば、「付着」によるものという推論は成り立たないし、むしろ大気汚染と同族体分布で類似性があるとしたら、人体への汚染蓄積経路の検討に最も意味のあるデータが得られた可能性があったのに、上記のようにいわば「難癖」をつけて調査を打ち切る態度は、真実の解明を意図的に避けるものである。

（「総合評価」の「総合的な」でたらめぶり）

「気のせい報告書」のでたらめぶりは、最後の「結論」とも言うべき「総合評価」に集約的に示されている。以下、抜粋して述べる。なお、バイオマーカーに関する記述については、ここでは取り上げないが、それは、そもそも、「気のせい報告書」の趣旨目的との関連性が全くと言っていいほど理解しがたいからである。その点については被告からの釈明をまって、原告らの主張を述べる。

成人における体内のダイオキシン類の蓄積量は他地域と比較して同程度ないしやや低いレベルにある

単純に「他地域」と比較しても意味がないし、「他地域」の属性と調査データの信頼性、疫学的・統計的評価もともなわないと意味がないことは既に述べた。問題なのは、その点について「気のせい報告書」が全く無関心であることである。これほど低レベルの「報告書」も類を見ない。

ダイオキシン類汚染状況の異なる地域差は見られない

これについては、既に何度も述べた。「ダイオキシン類汚染状況の異なる地

域」における「地域」の具体的説明、「汚染状況」や「異なる」程度についての解析的検討が存在しないと、上記記述が「寝言」のレベルにも達していないことは誰にでも理解できよう。この報告書に關与した「学識経験者」の論理性も、倫理も、良心もない姿勢が如実に現れている。

少なくとも本調査の対象者においては、毒性等量の大半は食事を介した慢性的な暴露を反映している可能性が高い。

なぜ、上記のような乱暴な結論が導かれるのか？ 実に不可解である。要するに、所沢市のダイオキシン類環境汚染は、人体汚染をもたらしていないという「政治的結論」をあたかも「合理的」に見せかけるために、何の根拠もなく、暴論を述べているとしか考えようがないのである。上記のような「暴論」を根拠付ける事実もデータも何も、「気のせい報告書」には触れられていないことは前述のとおりである。

健康影響の可能性はほとんどないものと結論される。

上記の記述には原告らの全部が絶句する。「気のせい報告書」を読めば分かるように、「気のせい報告書」は「健康影響」については、何らの調査もしていない。バイオマーカーによる生化学的検査と脈絡のない問診的聞き取りをごく一部の対象者について実施した例があるに過ぎない。

「気のせい報告書」に關与した「最低の学識経験者たち」は健康調査を実施せずに、「健康影響」について、上記のような断定的な「結論」をいうことに何の良心の呵責も感じなかったのであろうか？ ダイオキシン類による健康影響は、バイオマーカーによるわずかな検査で判明するほど単純なものではない。ダイオキシン類の毒性影響は、実に多様であり、致死毒性も含めて遅効性であることは周知の事実である。代謝半減期7.5年といわれ、かつ、ダイオキシン類とともにより有害性の高い毒物を同時に排出されるプロセスが明らかになりつつあって「複合汚染」としての視点も求められているこの分野においては、その影響は、20～30年も将来において現れるものもあり、また、胎児毒性の場合には、わずか1日の暴露でもその可能性があり得ることが判明しつつある。発ガン性に関しては、まだ、確定した結論ではな

いが、摂取期間がごく長期にわたった場合に初めてリスクが顕在化する場合も知られており、将来における「健康影響」の可能性を判断する的確な方法は、世界中どこにも見出されていない。

「気のせい報告書」の基礎になったような、レベルの低い、しかも、統計的処理に耐えられない、ごく一部の市民を対象とした、ごく一部の項目のみの調査、皆無の「健康調査」のもとで、「健康影響の可能性」など論じられるはずがない。それにも関わらず、上記のような乱暴な結論を導いてその滑稽さにも気がつかない幼稚さ、低レベルで不遜な「結論」は正に歴史に残るであろう。無恥な学者と無恥な行政の、共同作業として。

4 「地域の汚染状況」と「焼却炉等からの距離」との「暴露状況」との相関性に関する支離滅裂

既に見たように、「気のせい報告書」は、母乳、血液、毛髪などのダイオキシン類の毒性等量に関して、「局地的なダイオキシン汚染状況との対応」だとか、「ダイオキシン類汚染状況の異なる地域間の差異」だとか、「焼却炉からの距離との関連」などの言葉を濫用している。一方で、その具体的な意味に触れるところがない。そこで、この点について若干の検討を加えておこう。

まず、「**地域の汚染状況**」についてであるが、「汚染状況」とは普通は、土壌、大気、水質などの環境汚染をいい、「**暴露状況**」とは、人体への毒物等の蓄積をいうから、「**気のせい報告書**」は**環境汚染と人体暴露との関連性をいうことが、「主たる目的」**であって、結論として、人体暴露のレベルは「他の地域と同程度かそれ以下」と言っているので（この「結論」が何の意味も持たないことは既に述べた）、要するに、所沢の人はダイオキシン類汚染による暴露を受けていない。それは「**食べ物**」のせいだと言っているのである。

その杜撰で、でたらめな論理構成（論理というほどのものではないが）については、既に述べたが、少なくとも、「汚染状況」と「暴露状況」との関連性を論じるのならば「汚染状況」についての具体的解析は不可欠である。しかし、「気のせい報告書」にはその点は一切ない。そして、そのような具体的

解析全然ないのに、「関連性はない」と結論付けた上で、「関連性がないのだから」「食い物が悪いんだ」という、子供でも言わないようなめちゃくちゃな「論理」を展開しているのである。要するに、地域の汚染状況を詳細かつ具体的に分析して地域ごとの「汚染レベル」を説得力ある方法で指標化しない限り、「汚染状況との関連性の有無」など言えるわけがないのである。実を言うと、「気のせい報告書」には触れられていないが、後述のコンサルタントの報告書には、土壌汚染・大気汚染測定との「距離」に関するもっともらしい検討結果が載っている。おそらく「気のせい報告書」はそれを「丸呑み」したのであろうが、その検討結果なるものは、環境汚染の意味も、把握手法も知らない無意味なものであって、引用に値するものではない。被告が、これを用いて反論してきたときに、そのゆえんを述べることにしよう。

次に、「焼却炉との距離的関連性」について述べる。「気のせい報告書」は実は、「ダイオキシン類に係る人体への蓄積調査に関する総合解析報告書（平成14年3月）」というコンサルタント（株式会社日本総合研究所）の報告書に全面的に依存している（むしろ無批判に丸呑みしたというべきであろう）。その中で、「ダイオキシン類毒性等量の分布と廃棄物・ゴミ処理施設等からの距離との関連チェック」なる項目があって、「ゴミ焼却炉なんか皆さんのダイオキシン類暴露とは関係ないんですよ」という結論を意図的に導くための「ためにする分析」をしている。「気のせい報告書」はこの「ためにする分析」の結果を丸呑みしているので、これについて簡単に述べておこう。

上記コンサルタントの報告書（以下「コンサル報告書」ということがある）が所沢市内の「汚染状況」との距離的関連性を検討した廃棄物処理施設（コンサル報告書が「廃棄物・ゴミ処理施設」として廃棄物とゴミを使い分けしている理由は不明。都市ゴミを「ゴミ」、産廃を「廃棄物」の意味？）は次の4箇所である。なお、「発生源としての施設」ではなく、ある地域（くぬぎ山）全体を発生源として捉えているものも含む。

くぬぎ山周辺

北野一般廃棄物最終処理場

東部清掃事業所

西部清掃事業所

コンサル報告書は、これら4地点から母乳又は血液調査対象者の居住地までの距離を横軸にとり、縦軸に各調査対象者の「毒性等量」をとって、距離毒性等量分布図を作って、この図から「焼却炉等からの距離と毒性等量との関連性」をチェックしたと称しているのである。

しかし、実に笑止千万な「チェック」であり、こんないい加減なものを「丸呑み」した「気のせい報告書」のレベルの低さには、何度も言うようだが、再度呆然とするとともに、市民の税金をこのようなくだらぬ報告書に浪費したことに原告らは、強い怒りを禁じえないのである。余りにも当然のことだが、それが杜撰きわまるものであるゆえんを端的に述べる。

第1に、所沢市内(行政境至近のものも含む)には全盛期には廃棄物焼却炉だけで(一廃用、産廃用を問わない)、50を超える数の煙突があった。その数にも毎年変遷がある。コンサル報告書で取り上げているのは、たった4箇所である。これでは意味がないことは、誰にでも分かるであろう。仮にAという焼却炉から距離が遠ざかっても、Bという他の焼却に近づく結果になれば、かえって毒性等量は上昇することになり、Aのみに着目したチェックでは距離相関(遠ざかるほど毒性等量が下がる)が出ないのは当たり前ということになる。つまり、**全部の発生源について、距離的相関を見るのでなければ、意味がないのである。**

次に述べるように、発生源からのダイオキシン類等の拡散の複雑な態様を考えると、所沢のように多数の焼却炉が林立する地域で、「距離相関」を吟味するのは無理といえよう。**50箇所のうち、たった4箇所のみを恣意的に選んで、「距離相関」がないというのは実は当たり前のことで、他の46箇所についても同時に解析していないという、信じがたい手抜きの結果に過ぎない。**したがって、それは発生源による暴露の可能性を否定する理由には全然ならないのである(したがって、所沢市民の暴露状況は食べ物のせいだという「気のせい報告書」の馬鹿げた論理も成り立たない)。

第2に、発生源と人体暴露との距離相関を検討する前提として、各発生源のダイオキシン類排出量、煙突の高さ、排ガス速度、排ガス温度等のほか、風向・風速などの年間の分布状況(いわゆる風配図)、地形・建物・森林などの要因を検討して、有意な影響の観察されうる影響範囲を方位別に予測して、その範囲を中心として(それに若干その外側も加えて)、発生源との影響を見ていく必要がある。これをやらないで、無意味に「距離相関」を見ようとしても、影響範囲に関する基礎的知見がないのだから、単に1箇所だけについて調べるとしても無意味な調査になりかねない。

「気のせい報告書」も「コンサル報告書」もそのような検討は全然やっていない。基本的な知識もないのであろう。所沢市は、どちらの報告書に対しても、一銭も支払ってはならないのである。これほど明白な浪費はない。

第3に、現実には、顕著かつ有意な影響を調査するにはどの程度の距離を考えるべきか？

上述のように、各焼却炉によって個別に検討すべきだが、例えば、被告は焼却炉以外に「北野一般廃棄物最終処理場」という埋立地をも発生源として取り上げているが、埋立地の場合には、煙突のような高いところからダイオキシン類を含む排ガスが出るのとは違って、焼却灰等が微粒子となって舞い上がるという現象であるから、その影響範囲については、大気拡散モデルでは無理で、実測も含めた検討が必須である(「気のせい報告書」などがその点に全然無関心なのは脳死状態に近い)。

廃棄物焼却炉については、前述のとおり、気象条件・地形的要因のほか、焼却物による影響、焼却炉の構造機能による影響、煙突の高さ、構造等による影響、などによって影響範囲は異なってくる。その全部を検討することは無理だとしても、代表的なタイプについては、いくつか取り上げて、実測も含む検討をしておくことは必要だし、その程度なら十分できるはずであるが、それも全くした形跡がない。

「くぬぎ山周辺」という排出源の設定も理解に苦しむ。通称「くぬぎ山」と呼ばれる地域は、確定した範囲を有しているわけではなく、不確定な相当

に広い地域を指している。しかも、所沢市内で焼却炉の集中している地域は、決してここだけに限定されない。そして、「距離相関」をいうには、「通称くぬぎ山」の距離ゼロ地点を、広い地域の中で決めなければならないが、その点を具体的にどこにしたのか？また、その根拠は何か？ということが明らかになっていない。

くぬぎ山周辺で最も盛大に焼却をやっていた石坂産業株式会社に関して、原告らが、別件の仮処分申立事件で関口鉄夫氏に依頼してその周辺への影響調査（環境への影響、健康への影響）を行ったことがある。そのときの結果の詳細は省くが、顕著な影響が出て、明確に同社の焼却の影響と認識できるのは、同社の煙突から概ね500～1000mの範囲までであった。それを一応の目安として考えると、「コンサル報告書」の距離相関のとり方は、他の50箇所弱を全然考慮していないという致命的欠陥を除いても、到底批判に耐えないものであることが分かる。

例えば、「くぬぎ山周辺」では距離1000m以内の「対象者居住地(母乳)」はわずか1点のみであり、「北野一般廃棄物最終処理場」では、数点に過ぎず、東部清掃事業所でも10点をわずかに超える程度、西部清掃事業所も数点のみである。

血液対象者に関してはもっと悲惨である。1000m以内はいずれも1点ないし数点しかないからである。拡散の方向性、地形特性まで含めて距離的相関を検討するなら、この範囲内で100地点程度は必要であろう。ちなみに、前記関口氏によるふんじん等の飛散調査においては、石坂産業を中心としたほぼ半径300m以内で（円形ではなく、100mグリッドで調査範囲を決めているので、半径でいうのは正確ではないが）、地点数は68、検体数131となっている。

「コンサル報告書」で述べている、1000m以遠の地点は（それ以内でも当然考慮しなければならないが）、他の発生源との汚染の競合が当然想定されるので、それを検討しないで距離相関を述べても無意味である。

5 調査方法自体に欠陥

「気のせい報告書」が如何に杜撰、かつ、でたらめで「有害図書」であるかということは、その一端を述べたにすぎないが、十分理解されたと思う。

さらにその欠陥やでたらめぶりを述べるには、いくらでも材料には事欠かないが、きりがないので、最後に「気のせい報告書」の基礎になった「コンサル報告書」に示された調査方法の基本的な欠陥に触れて終わりにしたい。後は、被告の反論(楽しみである)をまって、再反論の際にまとめて述べる。

母乳のサンプリング対象者数

所沢市は広い。東西に長く、最も長いところで約14km、南北の最長は約8.1km、面積は72?、人口約33万人である。もちろん地域的な特徴も違

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
東	19	5	5	5	5
西	20	3	5	5	4
南	36	6	5	5	5
北	25	6	5	5	5
地域計	100	20	20	20	19

うし、焼却炉の分布も違う。

血液のサンプリング対象者数

道路網の発達や人口密度、土地利用などにもそれぞれ地域性がある。

このように「所沢市」といっても地域性がそれぞれに異なるから、

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
東	10	4	4	6	2
西	1	4	4	2	0
南	2	5	4	6	2
北	22	4	7	6	0
地域計	35	17	19	20	4

さすがに、それらの要

因を無視することは気が引けたのであろう。所沢市を東西南北の4地域に分けて、それぞれの地域ごとに毒性等量と「汚染状況」との関連を見ようとしたものと思われる。

このように、所沢市全域を4つに分けたうえ、5年間で、所沢市全域で母乳については、179人、血液については、延べ95人について、試料採取

を行っている。その年度別地域別内訳は前ページの2つの表に示したとおりである。これら試料採取対象者は、公募による希望者である。

なお、ここで調査方法について批判するのは、母乳と血液のダイオキシン類毒性等量の問題だけに限る。他にも無数の問題点があり、調査の目的と方法に係る根幹的な問題もあるが、それらはある程度述べて来たし、冒頭に述べたように、本書面では網羅的に「気のせい報告書」の欠陥を指摘するのが目的ではないからである。

少なくとも「気のせい報告書」は、「所沢市に関する」調査であり、その一環として、市民の母乳や血液のダイオキシン類毒性等量を調査したのは、「所沢市民の」それぞれの毒性等量のレベルを問題にする意図であったことは間違いないであろう。つまり、各試料採取対象者のプライベートな検査ではない。

このような調査である以上、試料採取対象者が、「所沢市民全体の傾向」を代表する存在でなければならないし、ある種の要因に偏った市民のみではないことは言うまでもない。このような「代表性の確保」が調査計画の力量を最も問われる点であり、また難しい問題でもある。母乳と血液とで別個に述べる。

（母乳における試料採取の場合）

母乳のダイオキシン類毒性等量に影響を与える要因は、例えば次のとおり。

居住地の地域性、汚染状況など

居住地の汚染状況と毒性等量の関係は良く知られた事実である。

居住地における居住年数、生活状況

ダイオキシン類の体内代謝半減期は平均的に7.5年とされているから、居住地による体内蓄積への影響は、居住年数や生活状況（他の地域に通勤している場合など）により影響される

試料採取対象者の個人的属性（初産婦か経産婦か）

母乳とともにダイオキシン類は排出されるので、初産婦と経産婦（それも第2子と第3子でさらに異なる）が平均的には異なる毒性等量レベルを

有するのは周知の事実である。

試料採取対象者の食物習慣、喫煙習慣、年齢など

食物習慣等による違いも一般的には認められている。ただし、その違いは既に述べたように、「外食か、家庭料理か」という問題ではない。

試料採取時における対象者の体調など

母乳の場合は、例えば、初産婦の場合、初乳が出てからの日数、さらに早朝か、夜かなどが毒性等量のレベルを決定付ける。この日数の統一は重要である。

所沢市民には、上記要因だけ考えても、様々な人がいる。例えば、**については**、他の地域との比較をする場合に、所沢の地域の中でも、どこの地域の人と比較したかが明確でないと意味がない。「気のせい報告書」において、東西南北という地域割りをしたことは評価してよいが、実は、地域割りのやり方自体にも問題がある。行政境の隣接都県には多くの発生源があるので、所沢市内の発生源も含めて、その地域特性を十分に吟味した地域割りとは言えない。

東西南北の地域の中にも、さらに汚染状況の異なる様々な状況が残されてしまった。

や、**そして** **の条件は**、できるだけ同一条件で設定しないと意味のある比較ができない。特に **の初産婦か経産婦か**、という点と **の初乳後の日数**などは厳格に統一できるものであるから、これをやらないとそもそも比較としての意味を失う。

しかし、本件においては、初年度初産婦のみ、2年度30歳以上の初産婦のみ、3年度目以降は、経産婦のみと、バラバラである。これでは年度を縦断した比較は意味を失う。例えば、「気のせい報告書」の基になった「**コンサル報告書**」では、**初年度から最終年度の全ての母乳データを区別なく羅列して**、「**加齢による影響**」だとか「**食頻度による影響**」だとかについて、「**有意な差**」の有無を統計的処理で求めようとしているが、**これほど無意味なこと**はない。統計的処理について、「**基本のキ**」を知らないといえよう。

さらに、初乳の採取時期により、ダイオキシン類濃度は変動することは良く知られている事実であるから、例えば、初乳後30日目というように、母乳の採取時期を一定にすることは、データの比較に意味を持たせるためには不可欠であるが、「気のせい報告書」にも「コンサル報告書」にも、そのような配慮を尽くした形跡はない。

母乳の毒性等量を他の地域と比較する場合には、上記 ないし の条件をできる限り一致させるか、それが困難な場合には、対象試料数（統計的処理における母集団の数）をできる限り多くしないと意味がない。

本件について、上記の点を見ると、所沢市という、地域的にも一律に扱えない（市内における地域差が大きい）広大な区域において、人口は33万人という多数であり、しかも、5年間にわたる「調査」としては対象試料数が極端に少ない。

例えば、初年度を除いて、各年度の各地域の対象者数は、3～6人に過ぎない。少なくとも10～100倍程度のデータは必要であろう。さらに、その中には、居住歴、年齢、食生活が異なり、さらに決定的なことに、初産婦と経産婦が混じっているため、同一観点での比較ができない。つまり、これらのデータは、「比較する」ための基礎的条件が異なっているため、統計的、疫学的意味を全く有しない。単なる対象者個人の「検査」以上の意味はない。

「コンサル報告書」が、これを他の地域と比較したり、加齢との関係性を求めようとしていたりしているのは、データ処理の基本に無知であるがゆえにすぎず、これほど無意味なことはないのである。

（血液における試料採取の場合）

血液の試料採取における変動要因は、例えば次のとおり。

居住地の地域性、汚染状況など

この点は母乳の場合と同じ。

居住地における居住年数、生活状況

これも母乳の場合と同じ。

試料採取対象者の個人的属性（男か女か）

更年期前の女性は明らかに男と異なる生理的状況にあるので、その影響は当然考慮されなければならない。

試料採取対象者の食物習慣、喫煙習慣、年齢など

食物習慣等による違いも一般的には認められている。ただし、その違いは既に述べたように、「外食か、家庭料理か」という問題ではない。

試料採取時における対象者の体調など

血液は、母乳と同様に常に体内で更新されている。血の濃淡、血圧が日々変動するように体調による変動もある。しかし、これは、明確に把握するのは困難なので、母集団の数を増やすことによって統計的処理を可能にすることが、現実的対処法であろう。比較する場合に人によって異なる体脂肪率をもって補正する必要についても議論がある。

上記の諸条件のうち、調査側でコントロールできるものは、試料採取の段階で調整し、それが困難なものは、母集団の数を増やして、平均化したデータの獲得を可能にすればよい。母乳の場合は、対象者を初産婦に限定し、初乳の採取時期を限定し、さらに地域や居住歴を限定するなどは、前者に属するが、他の条件は、統一的行うことは困難な要素もある。その場合には、種々の条件がランダムに入るようなサンプリング方法と数の増加で対処するのである。

血液の場合について、これを検討すると、母乳の場合以上に、対象者数が極端に少なく、地域的比較はもとより、他の汚染事例との比較など到底無理だと言わなければならない。この点は本書面17ページの表を見れば、素人であっても一目瞭然であろう。平成13年度などは、東と南地区でわずか2名ずつにすぎない。

しかも、この数は、居住歴、性別などの要因において、異なるものを一緒にしているので、このうち、意味のある比較ができる場合はさらに数が限定されるのである。

ごく要点のみを述べたが、要するに、「気のせい報告書」の基礎になった「コ

ンサル報告書」の統計的処理は、各対象者の変動要因の違いに無神経で、かつ、基本的な事柄に無知であり、それゆえに無意味な「検討」や「考察」しかできていない。そのうえ、対象者数が極端に不足していて、仮に正しく統計的処理をしようとする、有意な差を導き出すだけの母集団が存在しない（「コンサル報告書」の統計的処理は、同一のレベルで比較できないものを、一緒にして形だけ有意な差があるように述べているに過ぎない）。

「気のせい報告書」はそれ自体、論理も倫理もないでたらめ報告書であるが、その基礎になったデータそれ自体も、到底批判に耐えるレベルのものではない。

6 求釈明

以上、「気のせい報告書」に関する原告らの批判を述べつつ、その内容には無数の疑問点があることを摘示した。これらを求釈明として提示することは可能だが、それは、本書面に対する被告の反論をまってからにする。被告の反論を読めば、さらに無数の疑問が生ずるに違いないと予想するからである。それらをまとめた方が被告にとっても、便宜であろう。

しかし、次の点は、ごく基礎的なことなので、現時点で釈明を求める。

「気のせい報告書」の作成の目的を明らかにされたい。

ダイオキシン類暴露による健康影響の可能性を否定しているが、その根拠となる健康影響調査の具体的内容を明らかにされたい。

廃棄物焼却炉による健康影響は、ダイオキシン類のみによるものという前提のもとに「気のせい報告書」のもとになる調査がなされたのかどうか明らかにされたい。

東西南北の地域割りの根拠を明らかにされたい。

血液のサンプリング調査対象が東北に偏り、西南は極端に少ないが、このような対象者数の偏りは意図的なものであれば、その理由を明らかにされたい。

初年度以外は、母乳も血液も対象者数が少なすぎて、「所沢市」に係る調

査としては無意味と考えるが、そのような無意味な調査をあえて継続した理由を明らかにされたい。

7 結 語

本書面で述べた「気のせい報告書」の欠陥は「氷山の一角」である。余りにでたらめすぎて「手の付けようがない」というのが正直な感想であり、でたらめぶりを取りあえず抜粋しつつ列挙するという方法にならざるを得なかった。

この種の報告書を批判するには、「目的」「手段」「結論」との関連性で批判するのが筋であろう。しかし、「目的」も不明確、「手段」としての比較データや資料の属性や比較の視点も全く不明という状況では、そもそも、一応は論理性をもっているものを対象にした普通の批判的方法は採り得ないのである。つまり、「評価」のステップを踏む前提としての、「一応の論理性」自体、「気のせい報告書」にはないのである。

被告に行政執行機関としての良心がほんのわずかでもあるならば、このような有害無益な報告書に市民の税金を浪費した職員（この場合は個人としての被告自身だが）に対して、請求の趣旨記載の金額の範囲にとどまらず、その全部の金額について、所沢市に対する損害賠償を求めるべきである。

以 上